

民間被害者支援団体のご案内

福井県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

犯罪の被害にあわれた方やその家族の方を支援します。

公益社団法人 福井被害者支援センター

福井被害者支援センターは犯罪にあわれた方やその家族の方に、ご要望に応じて様々な支援活動を行います。平成21年9月に、福井県公安委員会から被害者支援を適正かつ確実にを行うことができる法人として指定された社会的に信用がある団体です。

面接相談

電話相談の結果、必要に応じて相談員や臨床心理士が相談に応じます。

電話相談

専門的な研修を受けた相談員が対応します。

関係機関・団体との連携による支援

警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を図り、被害者等の立場に立った支援を行います。

主な支援内容

- 支援はすべて無料
- 秘密は守られます

付添等

警察や検察庁で事情聴取を受けるときや、相談に行くときに付添います。

犯罪被害者等給付金申請補助

犯罪被害者等給付金の申請にかかる手続きの補助を行います。

裁判における支援

裁判を傍聴するときや、証人出廷するときにつき添います。

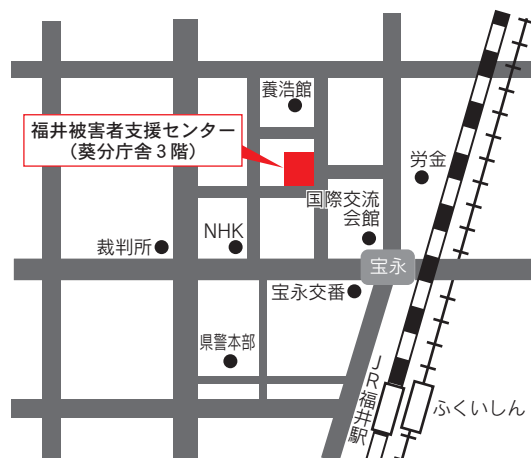
自助グループ

同じように被害にあわれた方の交流の場を提供し、被害者自らの回復をサポートします。

公益社団法人 福井被害者支援センター

所在地 福井市宝永3丁目8番1号
福井県警察本部葵分庁舎3階
相談電話 0120-783-892 (ナヤミ ハヤクニ)
相談日 月曜日～土曜日 10:00～16:00

福井被害者支援センターからの連絡を希望される方は裏面をご覧ください。



被害者情報の提供制度の概要について

被害者情報の提供制度とは？

福井被害者支援センター（以下センター）からの連絡を希望される場合は、被害にあわれた方から同意書を受領した上で、警察からセンターに対し、その方の氏名、連絡先、被害の概要等を連絡（情報提供）します。それを受けたセンターの相談員が、被害にあわれた方へ直接連絡をして、その方々に応じた必要な支援を開始する制度です。被害にあわれた方に関する情報を提供する理由は、その方の年齢・性別や被害の程度等に応じた支援を行うため、またセンターが被害にあわれた方と必要な連絡をとるためです。

制度を活用するメリットは？

- ◎ 被害にあわれた方が、自らの被害について繰り返し説明することによって生じる精神的負担を軽減します。
- ◎ 被害にあわれた方が置かれている状況に応じて、警察等の公的機関のみでは対応できない多岐にわたるニーズに対しても、長期的な支援を受けることができます。（支援内容については、表面参照）

制度を利用したい場合はどうすればいいの？

- ◎ 警察からセンターへの情報提供を希望される場合は、警察署等の担当者にお申し出下さい。
- ◎ 担当者が用意する所定の同意書に氏名等をご記入下さい。被害にあわれた方が行う手続きはこれで完了です。
- ◎ その後、警察署等で手続きをして、被害にあわれた方の連絡先や被害の概要等を用紙にてセンターに通知します。その後、センターの相談員から被害にあわれた方に連絡がありますので、困りごと、支援の要望等をご相談下さい。

県外のセンターを利用することもできるの？

はい、できます。全国47都道府県すべてに民間被害者支援団体があります。被害にあわれた方やその家族の方が、福井県外にお住まいの場合は、当該都道府県の支援団体による支援を受けることができます。また、当該団体が福井被害者支援センターのように公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定されている場合は、前記のとおり、福井県警察から県外の支援団体に対し情報提供を実施することも可能です。

被害にあわれた方等

同意書の提出

警察署等

情報提供依頼

警察本部被害者支援室

被害のあわれた方の連絡先や被害の概要等の情報提供の実施

犯罪被害者等早期援助団体
（福井被害者支援センター）

必要な支援の実施

